

令和6年度

# 第1回 学校運営協議会

令和 6年 5月14日（火）

9：10～11：00（会議室）



浜松市立伊佐見小学校

## 【 次第 】

1 校長挨拶

2 授業参観

★ 新しい学年になり、友達と楽しく学習に取り組む姿、学習ルールを確認しながら意欲的に学習に向かう子供たちの姿を御覧ください。

(休憩)

3 委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付

4 自己紹介

5 浜松市学校運営協議会規則確認

6 会長の選出

7 副会長の指名

8 議長選出

9 会長挨拶・前回会議録、令和5年度自己評価の確認

10 熟議（議長進行）

・学校運営基本方針について（校長）

・夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について（教頭）

・ボランティアの活動計画について（学校担当：澤木

学校支援コーディネーター：村上）

・150周年記念行事に向けて（教頭）

11 報告

12 連絡

・次回の会合について【7月12日(金)9:10~11:00】

令和6年度 学校運営協議会名簿

(敬称略)

	名前	役職等	備考
1	イヨダ ヒサシ 伊代田 尚志	元PTA顧問	学校運営協議会委員
2	フルハシ ヒロイチ 古橋 廣一	地域代表	学校運営協議会委員
3	ムラカミ クミコ 村上 久美子	元PTA顧問	学校運営協議会委員 学校支援コーディネーター
4	シマノ ナオキ 嶋野 直輝	PTA顧問	学校運営協議会委員 学校支援コーディネーター
5	ナカムラ ヨシミチ 中村 勝信	地域代表	学校運営協議会委員
6	オガイ ユリ 小粥 裕里	地域代表	学校運営協議会委員
7	イケヤ ソウイチ 池谷 莊一	自治会連合会会長	学校運営協議会委員
8	ツカモト マサヨ 塚本 昌代	主任児童委員	学校運営協議会委員
9	ハカマタ ノリジ 袴田 則司	地域代表	学校運営協議会委員
10	ニシオ スナオ 西尾 純	PTA会長	学校運営協議会委員

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
  - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
  - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 令和5年度 第4回 伊佐見小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月15日（木） 9時00分から11時20分まで
- 2 開催場所 伊佐見小学校 会議室
- 3 出席委員 安間 謙治、池野 浩司、市川 光自、伊代田 尚志（学校支援コーディネーター兼任）、  
小粥 裕里、小出 英徳、嶋野 直輝、高橋 由佳子、塚本 昌代、中村 勝信
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 伊佐見協働センター
- 6 学校支援コーディネーター 村上 久美子
- 7 学 校 芦田 康宏（校長）、米山 由紀子（教頭）、長尾 夏未（教務主任）、  
澤木 美加（CS担当教諭）、間瀬 仁美（CSディレクター）
- 8 教育委員会 なし
- 9 傍 聴 者 なし
- 10 会議録作成者 CSディレクター 間瀬 仁美
- 11 議長の選出

議長は事前に決定していたとおり、伊代田委員が務めることを確認した。

### 12 協議事項

- （1）令和6年度の伊佐見小の教育構想について
- （2）令和6年度の学校教育計画について
- （3）令和5年度の学校運営協議会の評価について
- （4）令和6年度の学校運営協議会の取組について

### 13 会議記録

会議に先立ち、各自、教室を回り、授業を参観した。

委員総数10人全員の出席により、会議の成立となった。

#### （1）令和6年度の伊佐見小の教育構想について

芦田校長より、「令和6年度浜松市立伊佐見小学校ランドデザイン」を参照しながら、教育構想についての説明があった。委員からは以下の発言があった。

・「子供が来なくなる学校、職員が働きたくなる学校」という話があったが、その通りで、先生が楽しく働けることが一番。（市川委員）

#### （2）令和6年度の学校教育計画について

各学年主任より、本年度の学校運営協議会との連携・ボランティアの協力についての報告と、来年度の連携・協力希望についての説明があった。委員からは以下の発言があった。

・新規の活動をどのように実施しようと考えているのか。人材が埋もれることがないよう、幅広く声を掛けてほしい。（安間委員）

・ボランティアは、学校からやりたいことを伝えられたコーディネーターが、個別に声を掛けている。皆さんからも人材の情報をもらえれば、地域との連携につながる。（伊代田委員）

・今回のように先生から具体的に声を上げてくれるのは助かる。（村上コーディネーター）

・先生の負担が軽減するよう、やりたいことを相談してほしい。（伊代田委員）

熟議の後、令和6年度の伊佐見小の教育構想について全会一致で承認した。

(3) 令和5年度の学校運営協議会の評価について

米山教頭より、本年度の自己評価について説明があった。委員からは以下の発言があった。

- ・CSだよりはこれから「さくら連絡網」で発信するのか。(安間委員)  
→現在、CSだよりも含め、お便りのデジタル化を進めている。地域へは引き続き回覧板で発信する。(学校からの回答)
- ・情報については、町内会や自治会・PTA等でも発信している。(中村委員)
- ・子供はお便りをなかなか出さないなので、デジタル化はありがたい。(高橋委員)
- ・学校運営協議会で協議したことを各自持ち帰って、地域の人に周知しなければいけない。(伊代田委員)
- ・安全町づくりの仕事をしているが、交通安全についてはPTA、生活安全については我々と分担している。CSも得意分野を整理したほうがいいかもしれない。(中村委員)

(4) 令和6年度の学校運営協議会の取組について

米山教頭より、来年度の学校運営協議会のスケジュール、協議会のもち方について説明があった。委員からは以下の発言があった。

- ・150周年記念行事の予算はどこから出るのか。(安間委員)  
→PTA会費から積み立てをしている。(学校からの回答)
- ・地域に多くの卒業生がいるので、クラウドファンディングなどで寄付を募ってもよいのでは。(中村委員)
- ・150周年記念行事の主催者は誰か。(伊代田委員)  
→学校が主催する。(学校からの回答)
- ・学校がお金を扱うのは難しいので実行委員会を作ってもよいのではないか。(中村委員)
- ・水車小屋の手入れを。(中村委員)
- ・草取りなど、いつでも自分の都合の良い時に来てできるボランティアを。(高橋委員)
- ・ボランティアは、いつも同じ人というように偏っていないか。参加することで理解も深まるので、広く門戸を開いてほしい。(小粥委員)
- ・一度参加した人には友人を連れてきてほしい。本の修理のように誰でもできるボランティアも用意していきたい。(村上委員)
- ・交通手段がないお年寄りもいるので、本の修理などは届けて回収したらどうか。(安間委員)

その他連絡事項

米山教頭から、本年度の「夢をはぐくむ事業」についての報告があった。

村上コーディネーターから、ボランティアの活動報告があった。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(伊佐見小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・保護者の考えも取り入れつつ、子供たちのことを第一に考えた意見交換を行い、熟議を進めていくとともに、委員同士の信頼関係を深めていく。
- ・CSボランティアの活動を「子供たちの成長のために必要な活動と捉え、さらに人材確保を進めるとともに、活動内容も広げていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

伊佐見小学校の目指す子供像である「ちがいを ちからにかえる伊佐見の子」を育てることで、学校教育目標「こころざしをもち 高め合う」に向かって頑張る教師の姿を知るとともに各自が地域でどのような子供を育てたいのか熟議することができた。熟議にあたっては、学校・保護者どちらかに偏ることのない距離感で、子供たちのことを第一に考えた意見交換ができていたと思われる。さらに、グループに分かれるなど話し合いの形態を変えながら、どの委員も気軽に意見を言うことのできる工夫をしていきたい。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

授業参観の折には、各学級の子供たちや先生方が頑張っている姿を紙に書いて渡し子供たちが確実に成長している姿を伝えたり、その後の意見交換の場で子供たちや先生方の様子について学校側と忌憚なく話し合ったりすることができた。学校支援活動については、各委員が、それぞれの立場や経験から多くの意見を出し合い、それをコーディネーターが橋渡しとなり、活動につなげることができた。特に、学校行事での保護者ボランティアの活動を大きく前進させることができたと思われる。今後は、どのような支援活動を必要としているのか、学年別のリストなどを提示してもらい、さらに具体的に討議を進めていきたい。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

協議内容や結果について「CSだより」にて情報発信を行った。「CSだより」は保護者には紙で配布し、地域には回覧板に載せて全戸に配布している。今後、保護者への配布は、さくら連絡網の活用を考えていきたい。

また、自治会・PTA・シニアクラブなどの会議で必要な項目について説明している委員もいる。今後、委員全員が意識し地域に協議結果について周知していきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・保護者と学校の教育活動についての情報を共有しながら、子供たちのことを第一に考えた意見交換を行い、熟議を進めていくとともに、委員同士の信頼関係を深めていく。
- ・本年度に引き続き、CSボランティアの活動を「子供たちの成長のために必要な活動」と捉え、さらに人材確保を進めるとともに、活動内容も広げていく。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(伊佐見小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

保護者と学校の教育活動についての情報を共有しながら、子供たちのことを第一に考えた意見交換を行い、熟議を進めていくとともに、委員同士の信頼関係を深めていく。  
・本年度に引き続き、CSボランティアの活動を「子供たちの成長のために必要な活動」と捉え、さらに人材確保を進めるとともに、活動内容も広げていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

--

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

--

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

--

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

--

# 令和6年度 浜松市立伊佐見小学校グランドデザイン

はままつ人づくり未来プラン「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」

＜目指す子供の姿＞ 自分らしさを大切にすること 夢と希望を持ち続ける子供  
これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

**キャリア教育を核とした教育の推進**

＜湖東中学校区で目指す子供像＞

**意欲をもって学び続ける子**

～12か年の学びと育ちをつなげる保幼小中一貫教育の推進～

＜学校教育目標＞

**こころざしをもち 高め合う**

＜目指す子供像＞ **ちがいをちからにかえる伊佐見の子**

【ふかめる】自ら学びを進め、ともに深める子

【みとめあう】ちがいを認め、生かし合う子

【やりぬく】しなやかに、力強くやりぬく子

＜目指す学校像＞ **安心して 精一杯学び合える 活力ある学校**

～子供を主語に推進する教育課程～



水車のように、続ける。 カワセミのように、よく考える。  
ナウマンのように、親切に。 ウナギのように、元気よく。

## ふかめる

- 主体的に学ぶことができる授業
- 他者との関わりを大切にする学習
- 豊かな想像力の育成
- 地域を学ぶ豊かな体験学習

- ・「めじから」の学習サイクル
- ・魅力ある単元構想
- ・学びのユニバーサルデザイン化
- ・ICTの活用と情報教育の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・読書活動の啓発
- ・地域人材・教育資源の活用

教務主任 研修主任 キャリア  
担当 情報教育推進リーダー

## みとめあう

- 温かく対等な人間関係づくり
- 自分事として物事を捉え・考える
- 心の醸成
- 自己有用感の向上

- ・話し合い活動の充実
- ・クラスミーティングの充実
- ・心の日、命の月間の実施
- ・自治的活動である委員会活動の充実
- ・児童理解の充実
- ・2大行事の充実
- ・挨拶運動の推進

生徒指導 道徳推進 特別活動  
発達支援教育 コ養護教諭

## やりぬく

- 失敗を恐れず、挑戦する心
- 目標をもち継続した心と体づくり
- 健康・安全意識の向上
- 規則正しい生活習慣と食育

- ・レジリエンス教育の推進
- ・体力向上のための環境設定
- ・自分の命を守る安全教育  
〔家庭・地域・中学校との連携〕
- ・健康な心・体づくりのための食育の充実、けが・感染症の予防

体育主任 安全教育 保健主事  
養護教諭 栄養教諭

**発達支援教育の理念を根幹に据えた教育**

育ちを支え、学びを広げる地域

伊佐見コミュニティ・スクール

人間形成の基礎をつくる家庭

## 【教育構想7つの柱】

- 1 「子供たちに『生きる力』を付ける」「子供たちが成長を実感できる学校生活を送る」という視点で教育課程を推進する。
- 2 「主体的・対話的で深い学び」の推進、キャリア教育の推進
- 3 「自分たちの学校は自分たちでよりよくする」ために、子供たちの願いを大切にする。
- 4 発達支援教育の理念を基盤に、一人一人の居場所を見付け、自己実現を支援する。
- 5 教職員の強みを生かし、力を結集して学年・学校体制で教育活動を推進する。
- 6 「安全で質の高い教育活動を行う」ために、教育環境の整備を進める。
- 7 地域とともにある学校づくりをする。・・・コミュニティ・スクールの推進

令和6年5月14日

浜松市立伊佐見小学校

夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

代表 村上 昇市 様

浜松市立伊佐見小学校運営協議会  
会長

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月14日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 伊佐見地区は、自然が豊かである。子供たちに、地区の自然の良さを、体験を通して感じてほしい。  
⇒ 地域の方を講師として招き、3・5年生で伊佐地川学習を行う。5年生の総合的な学習の時間では、浜名湖の自然について学習する。  
そのための活動が充実するよう講師を招いたり、現地で水生生物の観察や水質調査を行ったりするための用具を購入したりしたい。
- ② 子供たちの「心の耕し」のために読書活動の推進をしたい。  
⇒ 図書を購入し、学校図書館で貸出を行ったり、図書館ボランティアを募り、ボランティアによる読み聞かせをしたりする。また、図書の修繕を行うことで、子供たちの読書環境を整えたい。

## 学校支援コーディネーターについて

伊佐見小学校運営協議会

### 1 学校支援コーディネーター（学校支援CD）の主な役割

- 学校支援ニーズの把握
- 地域の教育資源の情報集約
- 地域の教育資源についての情報提供
- 学校支援活動の広報

### 2 伊佐見小の体制

学校支援CD：村上久美子さん（元PTA副会長）

嶋野直輝さん（元PTA会長）

伊佐見小コミスク担当教員：澤木 美加

### 3 学校支援CDの主な支援活動

#### ① 教育活動の講師人材を見つけ、手配する。

例

- ・昔の生活の話や戦争体験の話などを聞く。
- ・伊佐見の自然について専門家に話を聞く。
- ・福祉について専門家に話を聞く。
- ・社会で活躍している方の話を聞く。（キャリア教育）

【人材バンク】

- ・はままつ人づくりネットワークセンター
- ・伊佐見協働センター
- ・伊佐地川と浜名湖を愛する会
- ・図書館ボランティア

#### ② 教育活動のお手伝い（伊佐見小応援隊）

教育活動が安全にスムーズに行われるよう支援いただく。コミスクだよりの中で保護者や地域の方でボランティアを募集する。保護者には、「さくら連絡網」も利用して募集をする。

学校のニーズに従って学校支援CDがボランティア（応援隊）から人材を確保する。

例

- ・校外学習の際に安全確保（ポイントに立つ、同行するなど）
- ・新体力テスト計測の際のお手伝い
- ・家庭科のミシン実習や調理実習の支援

令和6年度の学年教育計画について(「CS との連携」の視点より)【案】

R5学校運営協議会との連携・ボランティアで御協力いただいたこと			R6学校運営協議会との連携・ボランティアで御協力いただけたらと考えていること【案】		
学年	月	内容	月	内容	
1年	11	○【生活科】コスモス摘み見守り	10・11 11 1	○【生活科】リースづくり・おもちゃづくり支援 ○【生活科】コスモス摘み見守り ○【生活科】むかしの遊びで一緒に遊ぶ	
2年	5 11	○【生活科】サツマイモ畑整備 ○【生活科】サツマイモ収穫	5 5 11	○【生活科】サツマイモ畑整備整備 ○【生活科】校区探検の安全見守り ○【道徳科】命の大切さについての講話 ○【生活科】サツマイモ収穫	
3年	6	○【総合的な学習】伊佐地川学習	6	○【総合的な学習】伊佐地川学習 ○【社会科】農家で働く人・仕事見学 ○【理科】校内の植物講座	
4年	2	○【社会科】郷土の発展について講話	9 11	○【社会科】地域の防災の備えについての講話 ○【社会科】郷土の発展について講話	
5年	6 10・11	○【総合的な学習】伊佐地川学習 ○【家庭科】ミシン補助	5 5 春・冬 10・11	○【家庭科】手縫いの練習補助 ○【総合的な学習】伊佐地川学習 ○【家庭科】調理実習の見守り ○【家庭科】ミシン補助	
6年	9	○【総合的な学習】職業講座	6・11 9 9	○【家庭科】調理実習の見守り ○【家庭科】ミシンを使っでの制作活動の補助 ○【総合的な学習】職業講座	
若草		(各学年の教育活動)	6・7	○プール安全見守り	
全校	通年 通年 通年 通年 9 9・10 9 10 11 1	<b>【保護者参加★印】</b> ・旗振りボランティア ・旗振りパトロール ★(朝)読み聞かせ ★クラブ活動(年4回) ★陸上部 記録測定 ★陸上部 指導 ★光のシンフォニー 準備・受付・片付け ★新体力テスト測定 ★運動会 道路、駐輪場整備・片付け ★持久走記録会 見守り		★運動場整備 ★プール安全見守り	

## 【伊佐見小学校150周年記念事業に向けて】

- 1 目的 明治8年(1875年)開校の伊佐見小学校は、令和6年度に150周年を迎える。令和7年度に行う150周年記念の行事や事業の準備を計画的に行っていく。

### 2 準備計画

年度	周年	準備	基金
令和2年	145	・学校の授業や行事の画像や新聞記事などを集めておく。	○PTA会計より8万円を基金にする。
令和3年	146	・学校の授業や行事の画像や新聞記事などを集めておく。	○PTA会計より8万円を基金にする。
令和4年	147	・学校の授業や行事の画像や新聞記事などを集めておく。	○PTA会計より8万円を基金にする。
令和5年	148	・学校の授業や行事の画像や新聞記事などを集めておく。 ・再来年度の記念事業に向け、記念事業の計画を立てる。 (案) 記念の式典、出版物、航空写真	○PTA会計より58万円を基金にする。 ○伊佐見小教育研究会費(自治会補助より13万円を基金にする)
令和6年	149	・次年度の記念事業に向け、記念事業の計画を進める。	○PTA会計より8万円を基金にする。 ○伊佐見小教育研究会費(自治会補助より18万円を基金にする)
令和7年	150	・記念事業を行う。 (予算150万円)	○PTA会計より8万円を基金にする。 ○伊佐見小教育研究会費(自治会補助より19万円を基金にする)

### 3 役割

- ・児童会での取り組み(特活主任・委員会各担当)
- ・日程調整、渉外・記録の収集(教頭)
- ・基金(事務)

### 4 令和6年度 of 取組

月	児童会での取り組み	その他
4		○第1回150周年記念行事準備委員会・記念式典の内容確認 →○鈴木のりたけ氏講演 ○水車修繕 ○航空写真 ○音楽コンサート(オランジェ)
5	○各委員会で150周年を盛り上げるために取り組みたいことについて話し合う。 ※令和6年度は「プレ150周年Year」として各委員会で決められたことを行っていく。	○第2回150周年記念行事準備委員会・式典・児童会の取り組みについて整理・確認する。 →のりたけ氏・各団体・業者依頼 ○第1回学校運営協議会(5/14(火)) ・児童会の取り組み、その他行事の進捗状況について報告をする

6	○各委員会の計画に従い、活動を進める。	
7		○第2回学校運営協議会（7/12（金）） ・児童会の取り組み、その他行事の進捗状況について報告、協議をする
8		○第3回150周年記念行事準備委員会 ・児童会の取り組みについて整理・進捗状況の確認をする。
9		
10		
11		
12		○第3回学校運営協議会（12/11（水）） ・児童会の取り組み、その他行事の進捗状況について報告、協議をする
1		○第4回150周年記念行事準備委員会 ・児童会の取り組みについて整理・進捗状況の確認をする。
2		○第4回学校運営協議会（2/14（金）） ・児童会の取り組み、その他行事の進捗状況について報告、協議をする
3		

5 令和5年度までの確認事項

・ 鈴木のりたけ氏講演について：CSコーディネーター連絡済

・ 水車修繕について：109万円で新規設置可

・ 航空写真について：スカイネクスト 撮影は無料  
卒業生クリアファイル配布 200枚程度

・ 音楽コンサート（オレンジ）

学校運営協議会計画について

R6.5.14 現在

回	R5			R6			
	日時	内容	司会・挨拶	日時	内容	司会・挨拶	委員の方々に御参観いただく学校行事など
1	5/16 (火) 9:00～ 11:00	○授業参観 ・ 任命書交付 ・ 自己紹介 ・ 会長、副会長選出  【熟議】 ・ 経営方針 ・ いじめの取り組みについて いじめ基本方針 いじめアンケートについて ・ 夢育事業 ・ ボランティア活動計画について	挨拶： 市川様(会長)  議長： 池野様	5/14 (火) 9:00～ 11:00	○授業参観 ・ 任命書交付 ・ 自己紹介 ・ 会長、副会長選出  【熟議】 ・ 経営方針(校長) ・ 150周年記念行事に向けて ・ 夢育事業 ・ ボランティア活動計画について (年間の大まかな計画・1学期の計画)	挨拶： 様 (会長)  議長： 様 (副会長)	○入学式   ※6月 学校評価 アンケート①
2	7/12 (水) 9:00～ 11:00	○授業参観  【熟議】 ・ <<1学期の様子と2学期に向けて>> 学校評価アンケートをもとに ・ 社会で求められる力とは ～未来を生きる伊佐見の子に つけさせたい力～ ・ ボランティア活動について	挨拶： 池野様  議長： 高橋様	7/12 (金) 9:10～ 11:00	○授業参観  【熟議】 ・ <<1学期の様子と2学期に向けて>> 学校評価アンケートをもとに ・ 150周年記念行事に向けて ・ ボランティア活動について (主に2・3学期の計画)	挨拶： 様  議長： 様	※11月 学校評価 アンケート②
3	12/12 (火) 9:00～ 11:00	【熟議】 ・ <<2学期の様子と3学期に向けて>> 学校評価アンケートをもとに ・ ボランティア活動について	挨拶： 小出様  議長： 嶋野様	12/11 (水) 9:10～ 11:00	【熟議】 行事を参観して下さった委員の方に 意見・感想をいただく ・ <<2学期の様子と3学期に向けて>> 学校評価アンケートをもとに ・ ボランティア活動について ・ 150周年記念行事に向けて	挨拶： 様  議長： 様	○光のシンフォニー ○運動会  2学期の児童の様子 の参観は、各行事 で行う
4	2/15 (木) 9:00～ 11:30	○授業参観  【熟議】 <<本年度のまとめと来年度に向けて>> ・ R6教育構想 ・ R6学年教育計画について ・ R5学校運営協議会の評価 ・ R6学校運営協議会の取組 【報告・連絡】 ・ 夢育事業 ・ R6の協議会の会の持ち方について ・ R6学校運営協議会委員について ・ <<ボランティア活動について>>	挨拶： 中村様  議長： 伊代田様	2/14 (金) 9:10～ 11:30	○授業参観  【熟議】 <<本年度のまとめと来年度に向けて>> ・ R7教育構想 ・ R6学年教育計画について ・ R6学校運営協議会の評価 ・ R7学校運営協議会の取組 【連絡】 ・ 夢育事業 ・ R7の協議会の会の持ち方について ・ R7学校運営協議会委員について ・ ボランティア活動について	挨拶： 様  議長： 様	○6年生を送る会 ○卒業式

今後の状況により、変更することがあります。